（支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
改革クラブ宮崎県第一支部	宮崎県宮崎市橘通東一―五―八	宮崎県宮崎市	○
改革クラブ衆議院茨城第七支部	茨城県猿島郡境町一七二八	茨城県	○
改革クラブ比例区第一支部	新潟県三条市旭町一―一八―八	全国	○
改革クラブ比例区第二支部	福島県須賀川市岡東町九五	全国	○
改革クラブ比例区第三支部	和歌山県和歌山市鷹匠町一―四〇	全国	○
改革クラブ衆議院大阪第十七支部	大阪府堺市中区深井中町一二五三―一	大阪府	○

○総務省告示第五百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年十一月十二日

総務大臣　原口　一博

政治団体の名称	異動事項	届出年月日	
自由民主党本部	代表者の氏名	新	
	会計責任者の氏名	旧	
	代表者の氏名	谷垣　禎一	二一、一〇、五
	会計責任者の氏名	大島　理森	
	代表者の氏名	麻生　太郎	
	会計責任者の氏名	細田　博之	

○外務省告示第五百二十六号

平成二十一年十月二十七日にマプトで、中学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　中学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億千五百万円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　瀬川進在モザンビーク大使

モザンビーク側　アイレス・ボニファシオ・バティスタ・アリ教育文化大臣

平成二十一年十一月十二日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百二十七号

平成二十一年十月二十八日に東京で、科学技術における協力に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の署名及び同協定の効力発生のために必要な内部手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文の交換が行われた。よって、同協定は、その第十条1の規定に従い、同日に効力を生じた。

平成二十一年十一月十二日

外務大臣　岡田　克也

科学技術における協力に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定

日本国政府及びニュージーランド政府（以下「両締約国政府」という。）は、

両国間に存在する緊密かつ友好的な関係を一層促進することを希望し、また、科学的知識が急速に拡大していること並びにそれが二国間の及び国際的な協力の促進に積極的に寄与することを認識し、

平和的目的及び相互の利益のための生産的な協力関係の構築により科学技術における協力の範囲を拡大することを希望し、

科学技術における協力の一層の強化を約束することを確認して、

次のとおり協定した。

第一条

両締約国政府は、相互のかつ衡平な貢献及び利益を基礎として、平和的目的のため、相互間で決定する科学技術の分野における協力活動を発展させる。

第二条

この協定に基づく協力活動の形態には、次の事項を含めることができる。

(a)　各種の形態の会合（科学技術に関する討議及び情報の交換を行うための専門家の会合並びに協力的な方法で効果的に実施することができる研究開発に関する事業及び計画を特定するための専門家の会合を含む。）

(b)　科学技術の研究開発に係る活動、政策、慣行及び法令に関する情報の交換

(c)　一般的な又は特定の事項に関する科学者、技術要員その他の専門家の訪問及び交流

(d)　相互間で決定するその他の形態の協力活動

第三条

1　この協定に基づいて相互間で決定する特定の協力活動のための細目及び手続を定める実施取決めは、両締約国政府又は両締約国政府の機関のうちいずれか適当なものの間で行うことができる。

2　この協定の効力発生の日までに開始され、かつ、完了していない両締約国政府の間の科学技術の分野における協力活動は、同日にこの協定の下に組み入れられる。

第四条

両締約国政府は、公的部門及び民間部門の研究者及び研究機関のこの協定に基づく協力活動への参加を認めることができる。

第五条

1　この協定を効果的に実施するため、両締約国政府は、合同委員会を設置するものとし、同委員会の任務は、次のとおりとする。

(a)　科学技術に係る政策に関する事項について情報及び意見を交換すること。

(b)　この協定に基づく協力活動及び成果を検討し、及び討議すること。

(c)　両締約国政府に対し、この協定の実施に関する勧告（この協定に基づく追加的な協力活動の勧告を含めることができる。）を行うこと。

2　合同委員会は、相互間で決定する時期（少なくとも三年に一回とすることが望ましい。）に、日本国及びニュージーランドにおいて交互に会合する。

第六条

1　いずれの締約国政府も、通常の経路を通じ、かつ、この協定に基づく協力活動に参加する機関の通常の手続に従い、当該協力活動から生ずる財産的価値を有しない性質の科学技術に関する情報を、公衆の利用に供することができる。

2　両締約国政府は、この協定に基づく協力活動から生ずる知的財産権又は財産的価値を有する性質の他の権利の保護及び配分につき十分な考慮を払うものとし、必要に応じ、この目的のために相互に協議する。

第七条

1　両締約国政府によるこの協定の実施については、それぞれ自国の利用可能な予算及び適用可能な法令に従うことを条件とする。

2　この協定に基づく協力活動のための費用については、相互間で決定するところに従って負担する。

第八条

この協定のいかなる規定も、両締約国政府の間の他の協定であって、この協定の署名の日において既存のもの又はその後締結するものの適用に影響を及ぼすものと解してはならない。

第九条

この協定の解釈又は実施から生ずる両締約国政府の間の紛争は、両締約国政府の間の協議を通じて友好的に解決する。

第十条

1　この協定は、両締約国政府が、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。この協定は、三年間効力を有するものとし、その後は、最初の三年の期間の満了時に又はその後のいかなる時点においても、少なくともその六箇月前にいずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告することによって終了させない限り、引き続き効力を有する。

2　この協定の終了は、この協定に基づいて行う協力活動であって、この協定の終了の時までに完了していないものに影響を及ぼすものではない。

第十一条

この協定は、外交上の公文の交換を通じた両締約国政府の合意により改正することができる。改正は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除くほか、交換される外交上の公文において、両締約国政府が相互間で決定する日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年十月二十八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岡田克也

ニュージーランド政府のために

マレー・マッカリー